

(令和7年12月20日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(ホスティングサービス)

目次

第1章 総則.....	4
第1条 適用.....	4
第2条 用語の定義.....	4
第2章 ホスティングサービスの種類.....	4
第3条 ホスティングサービスの種類.....	4
第4条 削除.....	5
第3章 契約.....	5
第1節 削除.....	5
第5条 削除.....	5
第6条 削除.....	5
第7条 削除.....	5
第8条 削除.....	5
第9条 削除.....	5
第10条 削除.....	5
第11条 削除.....	5
第12条 削除.....	5
第2節 削除.....	5
第13条 削除.....	5
第14条 削除.....	5
第15条 削除.....	5
第16条 削除.....	5
第17条 削除.....	5
第18条 削除.....	5
第19条 削除.....	5
第20条 削除.....	5
第3節 削除.....	5
第21条 削除.....	5
第22条 削除.....	5
第23条 削除.....	5
第24条 削除.....	5
第25条 削除.....	5
第4節 削除.....	6
第26条 削除.....	6
第27条 削除.....	6
第28条 削除.....	6
第29条 削除.....	6
第30条 削除.....	6
第31条 削除.....	6
第32条 削除.....	6
第5節 第5種ホスティングサービスに係る契約.....	6
第33条 第5種ホスティング契約の単位.....	6
第34条 第5種ホスティング契約申込みの方法.....	6
第35条 第5種ホスティング契約の最低利用期間.....	6

第36条	第5種ホスティングサービスの区分の変更	6
第37条	第5種ホスティング契約に係る記憶装置への設定等	6
第38条	その他の契約内容の変更	6
第6節	削除	7
第39条	削除	7
第40条	削除	7
第41条	削除	7
第7節	削除	7
第42条	削除	7
第43条	削除	7
第44条	削除	7
第45条	削除	7
第8節	第8種ホスティングサービスに係る契約	7
第45条の2	第8種ホスティング契約の単位	7
第45条の3	第8種ホスティング契約申込みの方法	7
第45条の4	第8種ホスティング契約の最低利用期間	7
第45条の5	第8種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置 への設定等	7
第45条の6	第8種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録 等	8
第45条の7	その他の契約内容の変更	8
第4章	削除	8
第46条	削除	8
第5章	料金等	8
第47条	利用料金の支払義務	8
第48条	同上	8
第49条	削除	9
第50条	削除	9
第51条	削除	9
第6章	損害賠償	10
第52条	責任の制限	10
別記		11
1	ドメイン名に係る申請手続きの代行等	11
2	削除	11
3	削除	13
料金表		12
通則		12
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	14
第1	利用料金	14
第2	手続きに関する料金	21
第2表	工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除 きます。））	22
第3表	附帯サービスに関する料金	27
第1	ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	27
第2	削除	27
第3	削除	27
第4	削除	27
第5	削除	27
第6	削除	27
第7	削除	27
第8	削除	27

第9 支払証明書の発行手数料..... 27

第1章 総則

(適用)

第1条 IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりホスティングサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第5種ホスティング契約	当社から第5種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
2 第5種ホスティング契約者	当社と第5種ホスティング契約を締結している者
3 第8種ホスティング契約	当社から第8種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
4 第8種ホスティング契約者	当社と第8種ホスティング契約を締結している者
5 ホスティング契約者	第5種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者
6 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
7 独自ドメイン名	ホスティング契約者に係るドメイン名
8 第8種ホスティング契約者識別番号	第8種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第8種ホスティング契約に基づいて第8種ホスティング契約者に割り当てるもの

第2章 ホスティングサービスの種類

(ホスティングサービスの種類)

第3条 ホスティングサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第5種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるものであって大容量の記憶装置を利用する I P 通信網サービス
2 第8種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置を使用して提供するものであってオペレーションシステムにLinuxを利用する I P 通信網サービス

第4条 削除

第3章 契約

第1節 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第2節 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第3節 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第4節 削除

- 第26条 削除
- 第27条 削除
- 第28条 削除
- 第29条 削除
- 第30条 削除
- 第31条 削除
- 第32条 削除

第5節 第5種ホスティングサービスに係る契約

(第5種ホスティング契約の単位)

第33条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の独自ドメイン名につき1の第5種ホスティング契約を締結します。この場合、第5種ホスティング契約者は、1の第5種ホスティング契約につき1人に限ります。

(第5種ホスティング契約申込みの方法)

第34条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第5種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第5種ホスティング契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 第5種ホスティングサービスの区分
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第5種ホスティング契約の最低利用期間)

第35条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第5種ホスティングサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第5種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1か月とします。
- 3 第5種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第5種ホスティング契約の解除等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(第5種ホスティングサービスの区分の変更)

第36条 第5種ホスティング契約者は、第5種ホスティングサービスの区分の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第5種ホスティング契約に係る記憶装置への設定等)

第37条 第5種ホスティング契約者は、第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への設定等の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第38条 当社は、第5種ホスティング契約者から請求があったときは、第34条（第5種ホスティング契約申込みの方法）第2号に規定する契約内容の変更を行いません。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第6節 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

第7節 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第8節 第8種ホスティングサービスに係る契約

(第8種ホスティング契約の単位)

第45条の2 当社は、共通編第8条（I P通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第8種ホスティング契約者識別番号につき1の第8種ホスティング契約を締結します。この場合、第8種ホスティング契約者は、1の第8種ホスティング契約につき1人に限ります。

(第8種ホスティング契約申込みの方法)

第45条の3 共通編第9条（I P通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第8種ホスティング契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するために必要な事項について当社が指定する方法により第8種ホスティング契約の申込みを行っていただきます。

(第8種ホスティング契約の最低利用期間)

第45条の4 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第8種ホスティングサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第8種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して2か月間とします。

3 第8種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第8種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(第8種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等)

第45条の5 第8種ホスティング契約者は、第8種ホスティングサービスに係る仮想専用蓄積装置への設定等の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第8種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等)

第45条の6 第8種ホスティング契約者は、第8種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第45条の7 当社は、第8種ホスティング契約者から請求があったときは、第45条の3（第8種ホスティング契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第4章 削除

第46条 削除

第5章 料金等

(利用料金の支払義務)

第47条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する料金等の支払義務として、ホスティングサービスに係る料金等の支払いは第48条（利用料金の支払義務）から第51条の2（利用料金の支払義務）までのとおりとします。

第48条 ホスティング契約者（第5種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者に限ります。以下本条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社がホスティングサービス又は付加機能等（付加機能又は電子メール、蓄積容量をいいます。以下この条において同じとします。）の提供を開始した日（第5種ホスティングサービス又は第8種ホスティングサービスにあつては、提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日とします。）から起算して、契約の解除又は付加機能等の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料金（料金表第1表に規定する定額利用料の加算額（転送情報量に係るものに限りません。）を除きます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりホスティングサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、ホスティング契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、ホスティング契約者は、次の場合を除き、ホスティングサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区	別	支払いを要しない料金
---	---	------------

<p>1 ホスティング契約者の責めによらない理由により、そのホスティングサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのホスティングサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>
<p>3 ホスティングサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</p>

3 削除

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第52条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのホスティングサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのホスティング契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ホスティングサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホスティングサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する料金を除きます。）

(2) 料金表第1表に規定する定額利用料の加算額のうち転送情報量に係るもの及び接続要求件数に係るもの並びに付加機能利用料のうち配信数に係るもの（ホスティングサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりホスティングサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 前3項に規定するほか、ホスティングサービスに係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ホスティングサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

別記

1 ドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、IP通信網契約者（第5種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者に限ります。以下1において同じとします。）から請求があったときは、そのIP通信網契約者に代わって、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にそのIP通信網契約に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下1において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPRSデータベース（そのIP通信網契約に係るJPRSに登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、IP通信網契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (3) IP通信網契約者は、ドメイン名（そのIP通信網契約に係るものに限ります。以下1において同じとします。）を利用している場合は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (4) IP通信網契約者は、ドメイン名を利用している場合において、IP通信網契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下1において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の更新日を越えた場合は、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する更新に関する料金の支払いを要します。

2 削除

3 削除

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ホスティング契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日ホスティングサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日ホスティング契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にホスティングサービス又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日ホスティングサービスの品目の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第48条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)又は第51条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第48条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金及び第51条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめホスティング契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)
- 7 ホスティング契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するホスティングサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、ホスティング契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25条)第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

10当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。
(前受金)

11当社は、料金又は工事に関する費用について、ホスティング契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

12第48条(利用料金の支払義務)から第51条(利用料金の支払義務)まで及び共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)並びに共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)

13当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～3 削除

4 第5種ホスティング契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容						
(1) 第5種ホスティングサービスの区分に係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第5種ホスティングサービスの区分を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランL</td> <td>第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td>第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プランL	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの	プランB	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの
	区 分	内 容					
	プランL	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの					
プランB	第5種ホスティングサービスに係る記憶装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの						
備考							
<p>1 プランL又はプランBにおいて登録することができるメールアドレスの数は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">メールアドレス数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランL</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第5種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のホスティングサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>4 この備考の3の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第5種ホスティング契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>5 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の3の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>6 当社は、第5種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報につ</p>	区 別	メールアドレス数	プランL	10	プランB	100	
区 別	メールアドレス数						
プランL	10						
プランB	100						

	<p>いて滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>7 当社は、第5種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ第5種ホスティング契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>				
<p>(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第5種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第5種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第5種ホスティング契約の解除があった場合は、第48条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、1の料金月に係る定額利用料に相当する額からその第5種ホスティング契約の解除があった料金月において第48条の規定により支払いを要する額を減じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>				
<p>(3) 第5種ホスティングサービスの追加機能の区分に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第5種ホスティング契約者から申出があったときは、次表に定める追加機能を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="549 1059 1267 1261"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1059 727 1104">区 分</th> <th data-bbox="727 1059 1267 1104">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1104 727 1261">メールアドレス数の追加利用</td> <td data-bbox="727 1104 1267 1261">この表の・欄の備考の1に規定する第5種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、第5種ホスティングサービスを利用する第5種ホスティング契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数の変更を行います。</p>	区 分	内 容	メールアドレス数の追加利用	この表の・欄の備考の1に規定する第5種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能
区 分	内 容				
メールアドレス数の追加利用	この表の・欄の備考の1に規定する第5種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能				
<p>(4) 第5種ホスティングサービスの付加機能に係る適用</p>	<p>ア 当社は、第5種ホスティング契約者から申出があった場合には、WAFを提供します。この場合において、第5種ホスティング契約者は次に掲げる事項に同意の上、機能を利用するものとしします。</p> <p>(1) WAFは契約者が利用するホームページへのすべての不正な通信や攻撃を検知及び遮断するものではないこと</p> <p>(2) 契約者が正当と判断するホームページへの通信であってもWAFにより遮断される可能性があること</p> <p>(3) WAFの利用により契約者ホームページの処理速度の低下や不具合を生じる可能性があること</p>				

	<p>(4) WAFの利用により生じる契約者ホームページへの不具合や損害については、当社は責任を負わないこと</p> <p>(5) WAFの検知に使用するシグネチャ(攻撃パターン)の更新は当社が必要と判断したときに行うこと</p> <p>(6) 当社は、WAFの機能や使用方法に関する一般的な問い合わせへの回答は行うが、個別の設定やカスタマイズに関する具体的な支援やアドバイスは行わないこと</p>
--	---

4-2 定額利用料

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プランL	3,200円 (3,520円)
プランB	6,600円 (7,260円)

4-3 定額利用料の加算額 (メールアドレス数の追加利用に係るもの)

追加するメールアドレス数10ごとに月額

区 分	料 金 額
メールアドレス数の追加利用	1,100円 (1,210円)

4-4 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
メ ー ル セ キ ュ リ テ イ 機 能	第5種ホスティング契約者がセキュリティに関する次に掲げる機能を利用できる機能 ア 電子メールアドレスへの迷惑メールについて当社が指定する判定機能及び隔離機能を利用することでその迷惑メールの排除を行う機能	プランLに係るもの	1の契約ごとに月額 2,200円 (2,420円)
	イ 当社が指定するコンピュータウイルス対策ソフトにより、電子メールメッセージの添付ファイル等に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除する機能	プランBに係るもの	1の契約ごとに月額 4,400円 (4,840円)
備考		削除	
W A F	当社が指定するシグネチャにより、ホームページなどのWEBアプリケーションへの攻撃を検知及びブロックする機能	プランL、プランBに係るもの	1の契約ごとに月額 2,200円 (2,420円)

5 削除

6 削除

7 第8種ホスティング契約に係るもの

7-1 適用

区 分	内 容
(1) 第8種ホスティングサービスに係る保証等	ア 第8種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

	<p>イ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のホスティングサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>ウ 本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第8種ホスティング契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>エ 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社は、第8種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>カ 当社は、第8種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ第8種ホスティング契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>						
<p>(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第8種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第8種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第8種ホスティング契約の解除があった場合は、第48条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、2の料金月に係る定額利用料に相当する額からその第8種ホスティング契約の解除があった料金月において第48条の規定により支払いを要する額を減じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>						
<p>(3) 第8種ホスティングサービスの追加機能に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第8種ホスティング契約者から申出があったときは、次表に定める追加機能を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="531 1547 1291 1794"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1547 911 1581">区別</th> <th data-bbox="911 1547 1291 1581">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1581 911 1686">仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリ追加</td> <td data-bbox="911 1581 1291 1686">仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリの追加をすることができる機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1686 911 1794">仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量</td> <td data-bbox="911 1686 1291 1794">仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリ追加	仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリの追加をすることができる機能	仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量	仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能
区別	内容						
仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリ追加	仮想専用蓄積装置へのCPU及びメモリの追加をすることができる機能						
仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量	仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能						

<p>(4) 第8種ホスティングサービスの付加機能に係る適用</p>	<p>ア 当社は、第8種ホスティング契約者から申出があった場合には、WAFを提供します。この場合において、第8種ホスティング契約者は次に掲げる事項に同意の上、WAFを利用するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) WAFは契約者が利用するホームページへのすべての不正な通信や攻撃を検知及び遮断するものではないこと (2) 契約者が正当と判断するホームページへの通信であってもWAFにより遮断される可能性があること (3) WAFの利用により契約者ホームページの処理速度の低下や不具合を生じる可能性があること (4) WAFの利用により生じる契約者ホームページへの不具合や損害については、当社は責任を負わないこと (5) WAFの検知に使用するシグネチャ(攻撃パターン)の更新は当社が必要と判断したときに行うこと (6) 当社は、WAFの機能や使用方法に関する一般的な問い合わせへの回答は行うが、個別の設定やカスタマイズに関する具体的な支援やアドバイスは行わないこと
------------------------------------	---

7-2 定額利用料

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	23,000円 (25,300円)

7-3 定額利用料の加算額

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
仮想専用蓄積装置への1のCPU及びメモリ8ギガバイト追加ごとに	11,000円 (12,100円)
仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加10ギガバイトごとに	1,100円 (1,210円)

7-4 付加機能利用料

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
W A F 当社が指定するシグネチャにより、ホームページなどのWEBアプリケーションへの攻撃を検知及びブロックする機能	11,500円 (12,650円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容		
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
		種 別	内 容
		譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（880円）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。
(2)工事費の特例	ア～ウ削除 エ 第5種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに2,800円（3,080円）とします。 （ア） メールアドレス数の追加に関する工事 （イ） メールセキュリティ機能に関する工事 （ウ） WAF追加に関する工事

	<p>オ 削除</p> <p>カ 第8種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに7,000円（7,700円）とします。</p> <p>（ア）CPU及びメモリの追加に関する工事</p> <p>（イ）蓄積容量の増加に関する工事</p> <p>（ウ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第7種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（エ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ6に係るものに限りです）</p> <p>（オ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>（カ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の利用の開始に関する工事</p> <p>（キ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の記憶装置の容量を追加する場合の工事</p> <p>（ク）WAF追加に関する工事</p>
(3) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

ホスティングサービスの提供の開始、契約の区分の変更、メールアドレス数

の追加利用によるメールアドレス数の追加、CPU及びメモリの追加、蓄積情報量の増加利用による蓄積情報量の増加、付加機能の利用開始若しくはその他の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

		区 分		単 位	工事費の額	
工事費	ア以外に関する工事の場合	(ア)	削除	削除	削除	
			削除	削除	削除	
		(イ)～(エ)	削除			
		(オ) 第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,200円 (4,620円)	
			区分の変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)	
			メールアドレス数の追加に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)	
			第5種ホスティングに係る記憶装置への設定等に関する工事の場合	データリストアに関する工事の場合	1の工事ごとに	30,000円 (33,000円)
				初期状態設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	16,000円 (17,600円)

(カ)	削除			
(キ) 第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		1の工事ごとに 21,000円 (23,100円)	
	CPU及びメモリの追加に関する工事の場合		1の追加工事ごとに 5,600円 (6,160円)	
	蓄積できる容量の追加に関する工事の場合		1の追加工事ごとに 5,600円 (6,160円)	
	DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。)、又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。)に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行なわれる工事の場合		1の工事ごとに 7,000円 (7,700円)
		上記以外に関する工事の場合		1の工事ごとに 8,400円 (9,240円)
	仮想専用蓄積装置への設定等に関する工事の場合	データリストアに関する工事の場合		1の工事ごとに 45,000円 (49,500円)
		初期状態設定に関する工事の場合		1の工事ごとに 16,000円 (17,600円)

イ 付加機能に関する工事の場合	(ア) (イ)から(ク)まで以外の工事の場合		1の契約ごとに	1,000円 (1,100円)
	(イ) 削除		削除	削除
	(ウ)～(カ) 削除		削除	削除
	(キ) メールセキュリティ機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)
	(ク) WAFに関する工事の場合	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)
第8種ホスティングサービスに関する工事の場合		1の工事ごとに	5,600円 (6,160円)	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金

ア 汎用JPドメイン名又は都道府県型JPドメイン名に係るもの

区分	単位	料金額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	4,500円(4,950円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円(1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円(3,850円)

イ 属性型JPドメイン名に係るもの

区分	単位	料金額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	5,762円(6,338.2円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円(1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円(3,850円)

第2 削除

第3 削除

第4 削除

第5 削除

第6 削除

第7 削除

第8 削除

第9 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。